

## 第 41 回 桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 総 会

日 時：令和3年11月26日（金） 午後1時30分から  
場 所：桑名市役所 3階 第2会議室

【事務局（介護高齢課長：若松）】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第41回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会を開催いたします。

皆様方には大変お忙しい中、会議の形態も感染のリスクを少なくするために、オンラインを取り入れた形に変更し開催させていただく形となりました。何かと不手際があるかもしれませんが御容赦ください。

私は、本日司会を務めさせていただきます介護高齢課長の若松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、さきを送付させていただきました第41回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会総会次第に従いまして、進めさせていただきます。座って失礼いたします。

さて、本会議は、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例第6条第2項において、「協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。本日は、竹田委員、青木委員、川瀬委員が所用のため御欠席という連絡をいただいております。委員24名中、21名の方に御出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

議事に移りたいと思いますが、議事に入る前に、委員の変更の御報告をさせていただきます。

桑名市自治会連合会会長の藤原隆委員から、梶充夫委員に変更となりました。

【梶委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思いますが、議事に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

資料aとしまして本日の次第、資料bとしまして委員名簿、資料cとしまして会場の席次表、続いて、資料のほうですが、資料1-0、桑名市地域包括ケア計画の進捗状況及び実績評価(令和3年度・案)、資料2-0、「地域密着型サービス事業者」の選定結果について、資料3-1、在宅医療・介護連携支援事業の取組み、資料3-2、生活支援体制整備に関する取組について、資料3-3、権利擁護事業の取組状況について、資料3-4、認知症総合支援事業の取組状況についてでございます。もし不足等ございましたら、随時事務局のほうへお声をおかけください。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例第6条第1項の規定により、議長は豊田会長をお願いいたします。

それでは、豊田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【豊田会長】

豊田でございます。

それでは、私が議事を務めさせていただくということで、始めさせていただきたく思いますが、幸い、今本当に日本全国の新型コロナの感染者の数が激減しておりまして、実は私も先週でしたか、2年ぶりに東京の会議へ出席してまいりました。12月にもまた東京で会議がありまして、今までずっと会議の類いは全て遠隔でやっておりましたが、そんなことで、このまま第6波が起こらずに新型コロナが終息してくれることを本当に祈っているところでございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思えます。

会議次第の(1)桑名市地域包括ケア計画の評価設定についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局(介護高齢課長:若松)】

それでは、(1)、第8期介護保険事業計画・第9期老人福祉計画、桑名市地域包括ケア計画の評価設定について御説明いたします。

資料1-0を基に説明させていただきます。

桑名市地域包括ケア計画における各事業の評価指標案について、資料1の4ページを御覧ください。

令和3年度から新たな計画となりました桑名市地域包括ケア計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することによって、次の活動へ反映させていくことが重要となります。

そこで、外部評価として、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において、本計画に基づいて行われる取組が着実に進められているか評価いただき、その評価結果を取組に反映させることによって、より実効性のある計画とします。

また、点線枠の中に記載のとおり、市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項に、達成状況の点検及び評価を行うこととされており、年度ごとに達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要であること、この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、評価するための項目を設定するなどの工夫を図ることが重要であること、特に要支援者に対するサービス提供について、取組、費用等の結果について検証し、次期計画につなげていくこと、具体的には、ガイドラインを参考にしながら関係者間で議論しつつ、評価し、結果を共有していくことが重要であることが示されております。

次に、5ページを御覧ください。

令和3年度から3年間、進捗の評価を行うための新たな指標の案を作成いたしました。

本協議会で進捗状況の把握と評価をお願いし、次の活動への反映を行いたいと考えております。

次に、7ページを御覧ください。

7ページでは、計画の基本理念のイメージ図で、その中に重点事項を4点示しております。

次に、9ページをお願いいたします。

評価には、市における自己評価と、本協議会での外部評価の2つの視点で、重点事項にひもづけられた

様々な具体的な事業や施策の評価を行います。最終的に、3年後にどのような効果や成果が上がるかというところを踏まえて、今回対目標の設定を行いました。

次に、10、11ページをお願いいたします。

各施策、事業に対する評価の基準、計画のアウトカム評価に関する基準について、4段階設け、評価を行うこととしております。

では、具体的に第8期の計画における重点事項に係る具体的な事業や施策の実施状況及び評価指標案をお示ししてまいります。

15ページをお願いいたします。

重点事項1つ目の共に支え合う地域づくりの中の1つ目、介護予防・日常生活支援総合事業の各サービスについての評価指標は、計画の中に記載しております量の見込みをそのまま指標としております。それが各サービスごとに、17から25ページまででございます。

2つ目の事業として、26ページは、健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開、3つ目の事業として、65歳以上の被保険者の方に広く介護予防に取り組んでいただくための事業として、27から32ページまでに、様々な一般介護予防事業の指標をお示ししておりますが、おおよそ増えていく方向性をもって指標としております。

例えば、31ページを御覧ください。

介護支援ボランティアについても、様々な会議や周知機会を活用し、お元気な高齢者が地域の参加や活動に結びつくようにしていきたいと考えております。

4つ目の事業として、地域で支え合う体制を構築していくための生活支援体制整備事業について、33から37ページを御覧ください。

住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援のサービスを整えていくために、担当する生活支援コーディネーターが、どれだけ地域住民の方への啓発を行えたか、また、生活支援サービスに相当するものを発掘、創出できたかというところなどを評価指標にしております。

次に、38ページ以降になりますが、39ページの重点事項の2つ目、多職種の協働・連携においては、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、権利擁護事業・成年後見制度、認知症総合支援事業の4つの事業から、それぞれに中項目の事業ごとに指標を作成しております。

それぞれの4つの事業の中から、主立ったものを紹介させていただきます。

41ページを御覧ください。

地域ケア会議推進事業については、地域支援調整会議の開催回数をカウントし、内容についても、共生型、認知症型など、会議の形態を整理し、対応方法などを共有し、支援力の向上を目指します。

次に、44ページ以降を御覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業については、顔の見える関係から信頼できる関係づくりへと発展できるよう、連携支援センターの相談件数の増加、医療・介護関係者がより連携できるため、ゆめはまネットへの登録事業所数の増加や、多職種連携研修会への参加者数の増加、また、市民の方へ在宅医療や介護の理解を深めていただくために、研修会等、様々な手段を活用して周知を増やしていくなどを指標としています。

次に、51ページ以降を御覧ください。

認知症総合支援事業については、多職種研修会や認知症の初期に関わることで必要な支援につながったかなど、広い意味での認知症の予防の体制整備についての指標と、認知症の御本人が発信していく取組や、講義を受けた認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行う取組であるチームオレンジが進むよう、共生のための指標を作成しております。

次に、57ページを御覧ください。

地域支援事業の重要な機関でもある地域包括支援センター運営事業については、地域包括支援センターの運営が適正に安定的に行われるよう、職員配置がしっかりと行われることを指標としております。

59ページ以降を御覧ください。

権利擁護事業につきましては、虐待の早期発見、早期対応、困難事例になる前の早めの関わりというのが大変重要なポイントになります。そのためにも、様々なサービス事業者の方に参加していただき、理解を深めていただくことを指標といたしました。

そのほか、成年後見制度において制度を適切に利用いただけるよう、市民後見人の養成、社協での法人後見人の受任を推進していくよう指標を設けております。

そのほか、62ページ以降、介護給付適正化事業については、要介護認定、ケアプラン、福祉用具と、それぞれの適正化を図れるよう指標を設けております。

そして、重点事項の3つ目の多機能施設の地域展開では、66から70ページに、計画している施設整備が順調に行われているかと、介護人材等の確保の点について指標としております。

71ページ以降を御覧ください。

4つ目の重点事項、地域共生社会の実現に向けた取組について、それぞれの事業の方向性について、評価指標をお示ししております。

以上の各事業に取り組んだ結果を、77ページから80ページまでの毎年度ごとに評価結果のまとめにそれぞれ示してまいります。

また、それぞれの事業に取り組むことで現れてくる成果や結果であるアウトプット評価指標が86ページから90ページに、①から⑤までとして示しております。

そして、アウトプットを基に得られた結果や成果が、高齢者の自立支援・重度化防止にどれだけ取り組めたかというところをアウトカム指標として、91ページから95ページに、①から⑤にお示ししております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【豊田会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、よろしくお願したいと思いますが、いかがでしょうか。どなたか御質問ございませんでしょうか。

遠隔の方が、手が挙がっておりますね。

【長谷川委員】

聞こえますか。よろしいですか。

【豊田会長】

はい、聞こえております。

【長谷川委員】

すみません。地域密着型事業代表の長谷川といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

直接、今回のこの議案に対しての関係ないかも分からないんですけど、関連事項として、少し御意見のほうをお願いしたいと思うんですけども、たくさん事業を今かなり運営されて、桑名市はされております。

その中でも、やはり地域包括支援センターが関わる事業がたくさんあって、この一つ一つの事業にもたくさんボリュームが膨らんできているようには思われています。桑名市がこの間取り組んできた中で、地域包括支援センターの体制強化などで、必置人員よりもかなり多い人員で対応、臨んでいるというふうには見えているんですけども、この間やはり先ほどのお話のように、ボリュームがすごく増えてきている中で、このまま包括支援センターが対応し切れる、質も問われてきていると思うので、対応し切れていくのかどうかというのは少し不安に思っておるんですけども、その辺のあたりというのは、御意見のほうとかございますでしょうか。

【豊田会長】

では、市のほうからお答えをお願いいたします。

【事務局（介護予防支援室長：伊東）】

介護予防支援室の伊東です。御意見ありがとうございます。

長谷川委員がおっしゃるように、高齢者人口がそもそも多くなってきています。年々増えてきているということと、あと、高齢者が増えるということと、少子化、支える人材が少なくなってきているということから、核となる包括支援センターの負担というものはやはり増えてきているのかなというふうに感じています。

そのため、先ほど長谷川委員もおっしゃったように、包括支援センターの人員配置については、基準よりも多く配置をお願いしているところです。人員体制については、各法人さんのほうで御努力いただいて、なるべく配置をしていただいているところと、あと、今年度から、高齢者人口に応じて、担当するエリアの高齢者の人口が多ければ多めに配置ができると、そういったところもお願いをしております。

また、ケースの対応の質といましようか、包括支援センターの人材育成、資質の向上につきましては、この協議会でも毎年度、包括支援センターの事業について評価をいただき、包括支援センターも自己評価を行いながら、皆さんからの御意見、御助言等をいただいて、資質向上というところを常に図っていくような形を考えております。

以上です。

【豊田会長】

長谷川委員、それでよろしいでしょうか。

【長谷川委員】

大丈夫です。ありがとうございます。

【豊田会長】

ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、次に参りたいと思います。

次の議事の(2)、地域密着型サービス事業者、特定施設入居者生活介護事業者、桑名市らしいいき教室事業委託事業者等の選定結果につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

それでは、(2)、第8期計画におけるサービス事業者の選定結果について御説明させていただきます。資料2-0を御覧いただきたいと思います。

資料2-0の1枚目、地域密着型サービス事業者につきましては、お示しのスケジュール、選定方法で審査を行いました。結果は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が、1事業所の応募があり、候補事業所として1事業所の選定をいたしました。

次に、資料をおめくりいただき、特定施設入居者生活介護につきましては、お示しのスケジュール、選定方法で審査を行いました。結果としましては、特定施設入居者生活介護が1事業所の応募があり、候補事業者として1事業所の選定を行いました。

次に、資料の3枚目、らしいいき教室につきましては、お示しのスケジュール、選定方法で審査を行いました。結果は、新規の事業所につきましては1事業所の応募があり、候補事業所として1事業所を選定いたしました。

また、資料5枚目に、既存の7か所のらしいいき教室は、書類審査にて指定更新審査を行い、7事業所が更新されました。

結果、らしいいき教室は、新規1か所、更新7か所の事業所で、資料にお示しております8事業所となりました。

報告は以上でございます。

【豊田会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御報告につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、次に参ります。

議事(3)、地域支援事業に関する報告事項について、①から④まで事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

それでは、次の議事(3)、地域支援事業に関する報告事項について、①から④について順次御説明いたします。

お示しの地域支援事業については、いずれも計画の重点事項の事業となっております。取組の現状などを御説明いたします。今後の取組、改善の参考とさせていただきたいと思いますので、各事業について、委員の皆様から忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

まず、計画基本理念の重点事項、多職種の協働・連携、共に支え合う地域づくり、多機能施設の地域展開にも関わっております、①在宅医療・介護連携推進事業の取組状況について、資料3-1に基づいて、

桑名市在宅医療・介護連携支援センターのほうから御説明をお願いいたします。

【事務局（桑名市在宅医療・介護連携支援センター：片山）】

それでは、報告させていただきます。桑名市在宅医療・介護連携支援センター、片山です。よろしくお願いいたします。

人生において、健康状態は常に変化しています。医療と介護のサービスの比重は場面ごとに変わりますが、両方を必要とする場合には、連携して支援していく必要があります。

これは、ニーズ調査の図です。人生の最期を迎えるに当たり、自宅がいいと答えた方は2割、主に自宅で過ごし、必要になれば医療機関にと答えた方は5割、多くの方は自宅で最期のときを過ごしたいと希望されています。

在宅医療・介護連携推進事業について、右側の図、4場面別に見た連携の推進に沿って御説明させていただきます。

まずは、日常の療養支援です。ゆめはまネットを利用した情報連携の活用について、登録の達成率は57%です。未登録の事業所への案内は継続して行ってまいります。

上から3つ目、多職種連携研修会、集合からオンラインへ切り替え、ほぼ予定どおり実施できております。

その1つ下、市民向け講演会は、今年は9月にオンラインにて実施しました。心配はありましたが、90名のお申込みがあり、ウェブでのアンケートでは、80代の方からも御回答をいただいております。

ほかに、総合医療、がん相談支援センター、市内のピアサポート2団体と、がん患者ピアサポートの現状と今後の展開についての協議を行っております。

次は、入退院支援です。くわな入退院の手引は、昨年、病院へのヒアリングを実施し、改定をいたしました。

上から3つ目、病院との多職種合同研修会は、コロナの影響で延期になっておりますが、今後改めて調整を行ってまいります。

三重県看護協会との合同研修会は、今年3回目が終わりました。病院看護師の参加が多かった研修会に、市町の保健師さんや包括や介護サービス事業所で働く看護師さんの参加があり、それぞれの立場からの意見交換がなされ、今後のスムーズな入退院支援につながることを期待しております。

次はみとりです。昨年は、施設向けのアンケート調査とみとりについてのヒアリングを実施いたしました。3回シリーズのACP研修会では、オンラインでのロールプレイに挑戦し、心配ではありましたが、市内の主任ケアマネジャーさんの御協力を得ながら何とかやり切ることができました。

今年は、7月に施設向けのACP研修会を、12月は司法書士さんをお招きし、お話しいただく予定となっております。

人生の最終段階における意思決定支援をしっかりと本人、家族等が行えること、在宅の支援者から施設や医療機関へ本人の思いが伝えられるよう、今後も取組を進めていきたいと思っております。

最後は、急変時の対応です。本年度は、この救急との連携に重点を置いております。

2月に桑名市、桑名市消防本部と「～医療介護関係者向け～緊急時の情報連絡票利用の手引き」を作成し、4月からは、情報連絡票の運用や救急医療情報キットの普及啓発を開始いたしました。先月、消防と

初めての多職種連携研修会を行い、現状が分かった、今後も連携していきたいなど、多くの意見を頂戴いたしました。

切れ目のない在宅医療と介護、救急との情報共有、連携体制についても今後も進めてまいります。

さて、こちらは、今や見慣れてしまったコロナ感染症の発症状況の図です。顔の見える関係づくりから信頼できる関係づくりに発展させることを目標に、桑名市と協働で事業を進めてまいりましたが、私どもにとって本当に大きなブレーキになりました。

この間、私たちは、今自分たちに何が求められているのか、できることは何なのかを必死に考えている時間を過ごしました。Zoomの練習会を行い、研修会をオンラインに切り替えました。関係団体の皆様の交流会や研修会をオンラインでサポートした回数は、昨年だけで20回を超えています。

1つ、在宅サービス事業者の集いの内容を報告させていただきます。

昨年の4月8日、桑名で1例目の感染者が確認されました。名古屋市でクラスターが発生し、休業要請が出たのが3月6日です。現場の混乱の声が毎日報道されておりました。そのとき、どうなる、どう動けばいいの、不安が募っておりました。混乱を体験した名古屋市のケアマネジャーやデイの方からのお話をいただく研修会を実施いたしました。

また、10月には、市と共同で、通所介護事業所にアンケートを実施いたしました。半数を超える事業所が、休業要請が出た場合でも一部対応を、陽性者が出た場合でも生活支援の提供を考えていると回答をいただいています。事業所間の連携に利用してもらうために、ゆめはまネットでこれらの結果を公表いたしました。

2回目は、この5月に行っています。大都市で緊急事態宣言が発令され、医療逼迫も見られた時期です。ヘルパー事業所から、陽性イコール入院だと思っていたので、実際に訪問に行くことになったときに何かからすればいいか分からないという御意見をいただき、合同研修会などを企画しています。

その時々で必要とされることについて、関係機関と今後も協議を重ねながら実施してまいりたいと思います。

最後に、ゆめはまネットの活用状況です。利用施設、利用者ともに増えております。ここ1年で、記事投稿数は2倍以上になりました。多職種からの私どもへの相談は、主に包括支援センター、ケアマネジャー、行政、病院からです。昨年度は46件、往診やレスパイト入院についての相談が多くありました。ゆめはまネットに関するお問合せは235件いただいております。支援を行う上で、安心、安全に情報の連携ができ、必要な情報を得られる場として、より御活用いただけるように内容の充実を図ってまいりたいと思います。

ICTを活用した情報連携は手段の一つです。在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、皆様に御指導いただきながら、今後も事業を進めてまいりたいと思います。御指導よろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

【豊田会長】

ありがとうございます。

それでは、①の在宅医療・介護連携推進事業の取組状況についてということで御報告いただきましたが、御質問、御意見あるいは御感想など、皆様方から何かございませんでしょうか。

手が挙がっております、長坂さん。

【長坂委員】

桑名保健所の長坂です。

コロナの対応については、本当にいろんなことを学ばせてもらいました。介護保険事業者の先ほどアンケートがありましたけど、厳しい人員の中でサービスを提供して、その中でどうやって自らの施設が対応するかとか、一緒に考えさせてもらいながら、入所型とか通所型とか、障害者施設であったりとか、いろいろなところでいろんな苦勞を本当に実感させていただきました。

そして、第5波のときには、本当に多くの方々に協力いただきました。在宅医療・介護関係支援センターもいろいろな取組をされていまして、案内もいただきましたけど、とてもウェブで参加する余裕がなくて申し訳なく思っています。

しかしながら、桑名市のこの枠組み、これが本当に有効だったと思っています。在宅医療で基本的な枠組みと連携があったので、8月のピーク時には、自宅にとどまった方がピークで770人、1日でおりました。8月の二十五、六日だったと思います。本来は入院すべき方々が入院できなかった。病状のほうもだんだんと悪化するような方も見えました。そんなときに、在宅で酸素を吸われる方が延べ20人ぐらいはいたと思います。また、薬がいろんな症状でなくなってしまう方には、薬剤師会さんのほうでリストを作ってください、ファクスで処方が行われておりました。あと、やっぱり食べられなくなって、脱水状態がひどくなって、そのときにも、訪問看護ステーションの方々が在宅で点滴をしに行っていたりしておりました。この枠組みがなかったら、こんなにスムーズには行かなかったと思います。

また、桑名市のほうも、自宅にとどまる人たちのために、特別、市で事業化して、自宅の療養に行かれるような事業者等については、上乘せの補助金を出していただいたりしていました。

桑名市だけの問題ではなくて、ウェブで、いなべ市、東員町ともくっつけてもらいまして、桑名医師会といなべ医師会との連携も取れるようになりまして、いなべ市、東員町でも、その上乘せの補助金のほうも用意していただいていたと思います。本当にこの場をおかりしまして、委員の皆様方にも随分な御協力をいただきましたことをお礼申し上げたいと思います。

第6波に備えて、またいろいろな準備はしておるところでございますが、いざ何が起こるか分かりませんので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

【豊田会長】

長坂さん、大変貴重な御意見をありがとうございました。

このコロナ禍で、本当に第5波は大変だったんですけど、この困難を桑名市のシステムで何とか頑張っで乗り切られたということで、随分またこの桑名市のシステム自体も強くなったといえますか、多分そういうふうに、災いであったわけですが、それを経験することによってさらに一層強いシステムになったのではないかなというふうに思っております。大変ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見、御感想などございませんでしょうか。先ほどどなたか手を挙げておられたんじゃないかな。よろしいでしょうか。

手が挙がっていますね。

【長谷川委員】

すみません、先ほども。事業代表の長谷川です。よろしくお願いします。

コロナワクチンの件で、介護事業所として、今回、ほかの市町と比べて予防接種が比較的早く確保していただいて、エッセンシャルワーカーは早めに打てたということが、県内を見ても、やっぱり全国を見ても何か早かったような気がします。非常に行政さんが確保していただいたし、もちろん医師会はじめ、看護師さんやドクターのほうも奮闘していただいた結果、早く打てたことによって、介護サービスを切れ目なく提供できる1つの要因にはなったのかなと思っております。

今、引き続き第3回目の接種の話も上がってきておりますけれども、特に今回、エッセンシャルワーカーでも施設系は早く実際打てたかなと思うんですけど、在宅系のサービスって、早くと言いつつも、何か確保が全然できていない、優先順位が回ってきていない状態だったので、3回目に関しても協力していただければというふうには思っております。ぜひまた、皆さんの力でエッセンシャルワーカーの方を守っていただいたりとか、そうすることによって、市民の利用者さんのほうからも、やっぱり安心してサービスを受けられるということで、すごく意見をいただいていたこともありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、もう一点、コロナに関してですけれども、今回、全国会議なんかも再開されて、いろいろな状況が少し分かってきたというのもあるんですけども、今落ち着いているからこそ、今度第6波が来たときにどういった対応をしていくのかということで、少し医師会さんのほうでは、ネットワークは構築されつつあるということをお聞きはしました。

あと、実際クラスターが起こったときに、介護施設はどうしたらいいんやろうかというのが、ほか全国的にもたくさんあったというのをお聞きしていて、例えば山梨のほうだと、小規模多機能の施設でしたけれども、その施設に実際、保健所の方とかが陣頭指揮に直接入って、市中感染を起こさないようにとか、職員や今後の二次感染を起こさないようにということで、実際、直接のケアに入るわけではなくて、感染に対して直接指示を送ったという事例が報告されているのを聞いていました。すごくいいかなと思ひまして、在宅系のサービスは、やはりとめればいいという意見もあるんですけども、小規模多機能でいうと、施設と在宅のすごく間のような施設で、とめるわけにもいかないし、かといって、やると市中感染を起こさないかという、すごく難しいような施設でしたので、すごく来ていただいた指導によって助かったという事例がありました。

今後、もし起こったときにどうしていったらいいのかというのを、今落ち着いている間に具体的にちよっと進める必要があるのかなというのはいはすごく思っておりますので、ぜひその連携センターさんがつくっていただいたネットワークを、活用をして、実際、具体的にどういったことができるのかというのを、今ちよっと協議しながら進めるといいかなと思っております。

あと、今落ち着いているので、ほかの市町とかで好事例なんかを集めて、桑名市で転用できるものがあれば、そういうのを具体的に進められたらいいなというふうに思っております。

以上です。

【豊田会長】

大変ありがとうございます。

1点目がワクチンの確保という、今後の第6波に備えての、第3回目のワクチン、ブースター接種のワクチンの確保。そして、もう一点が、今後第6波に備えての体制づくりということだったと思いますが、市のほうから何かコメントとかありますでしょうか。

【事務局（保健医療課長：藤井）】

保健医療課、藤井でございます。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、桑名医師会さんにお世話になりまして、本当に平成27年からずっと桑名市独自のやり方という形で、随分進めていただいて感謝しております。

長谷川委員の言われたような形で、やはり今回のコロナの第5波におきましても、やはり長坂先生がおっしゃっていましたが、この仕組みづくりがあったからうまくいったというような例を聞いておりまして、本当に今まで皆さんに頑張っていたかいたかがあったということで、非常にありがたいことだと思っています。

やはり他市町の好事例等につきましては、今当課のほうでも調べてはおるんですけども、何かできるものがあればやっていきたいと思いますので、また医師会さんと相談しながら進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【豊田会長】

実は、来年の7月2日の土曜日かな、鈴鹿医療科学大学で、東海公衆衛生学会というのを開催するんです、私が会長で。そのテーマが、コロナ禍と多職種連携というテーマで、シンポジウムとか、それから一般演題を募集させていただいておりますので、ぜひ桑名市の介護の方々からも、こういう取組をやったとか、あるいは困った点で今後こうしてほしいとか、こうしたらいいとか、そういうのがありましたらぜひ御発表いただきたいというふうに思います。これ、非常に大切なことで、今後にも非常に重要なことなので、地域のみんなでそういった情報を共有する、そういうことがすごく大事なと、そんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の②の説明ですね。よろしくお願ひします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

続きまして、計画基本理念の重点事項、共に支え合う地域づくり、多職種の協働・連携、地域共生社会の実現にも関わっております②生活支援体制整備事業の取組状況について御説明いたします。

資料3-2に基づき、第1層生活支援コーディネーターの千種さんよりお願ひいたします。

【事務局（生活支援コーディネーター（第1層）：千種）】

それでは、生活支援体制整備に関する取組について御報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

こちらが生活支援体制整備事業の基本的な方針を示した資料になります。地域包括ケア計画の基本理念は、「高齢になっても尊厳が保持されるよう、自立を支援し、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域づくりを実現しようとする」とあります。

自分らしく、自分のしたいことを実現するためには、自分自身で介護予防に努めるなどの自助のみならず、地域での支え合いを示す互助も大切になってきます。地域の中で何かしらの役割を果たすことで、介

護予防にもつながり、自分のしたいと思っていることが自然とできているというような仕組みやきっかけをつくっていく、地域をコーディネートしていく、様々な連携やつながりが地域共生社会にもつながっていきます。

そのような地域づくりを目指し、地域において生活支援等のサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものである生活支援コーディネーターが、市内に6名配置されております。

図にございますように、地域内の様々な団体や機関と連携、協働しながら、地域づくりの活動を行っております。

主な役割として、生活支援の担い手の養成、サービスの創出、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング、地域の課題を地域で考える仕組みづくりなど、また、その地域における課題などを話し合ったり、支え合いの仕組みを考えたりをする協議体の取組も推進をしております。

体制につきましては、2021年度から第1層の生活支援コーディネーターが社会福祉協議会に、第2層の生活支援コーディネーターが各地域包括支援センターに配置され、事業を展開しております。

昨年度までは、1層と2層と桑名市の社協に配置されていたんですけども、より包括支援センターと一体的に地域に支援が行えるようにということで、本年度からこのような体制になっております。年度当初に、それぞれの圏域で地域の課題などから活動計画を立て、それに基づいて活動を行っております。半年たって、今、中間評価ということで振り返りを行いながら、後半に向けてそれぞれ取り組んでいるところです。

具体的な取組の内容について御説明をさせていただきます。

担い手の養成、サービスの開発というところでは、通いの場の設置を進めております。市内の通いの場、コーディネーターが把握している数は177か所ございました。コロナで休止されているところも含まれているんですけども、今年度も新たにラジオ体操の通いの場が増えたりですとか、店舗の空きスペースを使った通いの場などもできてきております。

2つ目が生活支援の取組を広げるとあります。益世、精義、在良地区において生活支援を行う団体が活動しております。また、大山田の野田地区のほうでアンケート調査が行われまして、その中から、生活支援に対するニーズが高いということで、益世地区の近藤会長のお話を聞きたいということで、野田地区の方と勉強会なども行われていました。そういったところで、先進的に取り組まれている方をまた地域におつなぎしたりとかというようなやり方で、生活支援の取組などを広げております。

また、民間企業との協働というところで、スポーツジムと携帯ショップなどと協働で、オンラインを活用した運動教室が今年度開催されました。コロナ禍でなかなか集まらないというところのことも踏まえて、オンラインでの事業というところを考えようというところで行われました。オンラインの運動教室を開催する前に、スマホ教室、携帯ショップさんにお越しいただいて、スマホの使い方などを地域の高齢者の方が勉強するというような催しも同時に行われました。

また、地元店舗と協働して、買物の支援も行っております。地域で買物に困っているというか、どこの地区が困っているのかなというところもお伺いしながら、その住宅街、困っているところに地元の店舗さんが移動販売でお越しいただいたりですとか、そういった取組が広がっています。

また、12月から開始予定なんですけれども、買物支援の運行ですね。買物を必要とする地域の方に、

その病院の方と連携をして、病院の車をお借りして、乗せてもらって、地域の商店街であったりですか、スーパーのほうにお買物に行くというような取組も始まろうとしております。

続いて、他職種・機関との連携ということです。こちらが生活支援コーディネーター会議というのを毎月開催しております。コーディネーターと、あと、市役所の介護予防支援室、あと、福祉総務課さん、あと、包括支援センターの方と毎月開催をしております。直接集まれない場合はオンラインなどで開催しながら行っています。

昨年度までですと、コーディネーターのみで行っていたんですけど、今年から市さんと一緒にさせていただくことで、制度のことで情報共有をいただいたりとか、密に行うことができているのかというふうに思っています。

また、コーディネーターの、ゆめはまネットワークのほうで、自分たちのプロジェクトがあるんですけど、その会議場で話せなかったこととかも、そこでやり取りしながら行っています。

あと、2つ目が圏域会議ということで、こちらはその地区ごとで行っている会議になります。

3つ目がケアマネ交流会や事業所交流会に参加をしています。地域資源やボランティア依頼に関しての直接お問合せをいただく機会も増えています。

また、ケアマネさんからの御相談で、サ高住に住まわれている91歳の方が見えて、こちらの方が、手芸が得意ということで、何か手芸を生かして役に立てないかなという御相談もいただきました。そこで、認知症のキャラバンの啓発の口バ隊長のお人形などを作れないかなとかというところも話しております。

下の赤字が協議体の設立です。こちらが協議体の推進をしております。1層はこちらの会議で、2層は、現在、4地区において設立をしております。

協議会の取組内容です。

1つ目が益世地区さんです。こちらは定期的に会議も行われておまして、救急キットですか、生活支援、あと、サロン活動などに取り組みられています。こちら、3か月に1回広報紙を発行されておまして、地域の方に情報も発信されております。桑名市の社協のホームページのほうにも資料を掲載させていただいておりますので、もしよければ御覧いただければと思います。

あと、精義地区さんです。こちら毎月1回定例会をしてみえます。あと、生活支援のボランティアなどに取り組みられています。

城南地区さんです。こちらラジオ体操とか子ども食堂とか、今ですとフードパントリーになるんですかね、そういった取組も行われています。

あと、深谷地区さんです。こちら、ふかや支えあいの会ということで、定例会をされております。こちらが救急キットの配布など、民生委員さんなどと連携しながら配布を進められていたりですか、あと、買物支援、まち協さんとも連携しながら買物支援も検討されています。

また、地域住民に対する普及活動ということで、生活支援コーディネーターが地域の関係者と連携しながら、地域の各団体さんなどに出向き、お話をさせていただいております。今年度は、4月から体制も変わったということで、より、新たに変わりましたということで御挨拶に行かせていただいたりとか、そういったところで、地域の方との関係づくりというのに取り組んでおります。

最後、生活支援コーディネーターの活動報告会というのがございます。これまで関係者の方に対して報告会を行っておったんですけれども、より一層コーディネーターの活動を地域の方に知っていただいて、一緒により活動ができるようにということで、実践者の報告とかも含めた報告会を検討しております。

今後も皆様のお力を借りながら事業を進めてまいりたいと思います。また今後とも御支援のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

以上になります。

【豊田会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見、どうぞ。

【梶委員】

詳しい報告、ありがとうございました。

私、今日、充て職で桑名市自治会連合会の会長として出ていますけど、地域では大和地区の連合会会長をやっています、平成28年に、桑名市のほうから、まちづくり協議会というのをつくっていきこうということで話がありまして、令和3年度、本年度までに準備委員会を立ち上げると。令和4年度から、桑名市には29地区連合会がありまして、自治会数が695、695名の自治会長さんが見えるんですけれども、今、大和地区も大和地区まちづくり協議会準備委員会というのを令和2年に立ち上げて、令和3年度、今、進めております。令和4年度から、大和地区まちづくり協議会というのを、5月の7日だったかな、土曜日に発足しようという形でやっております。

その中の構成メンバーをやっています、大和地区自主防災連絡協議会というのがあるんですけれども、そこにやっぱり顧問に、防災・危機管理課の課長と担当者に入っていて、これも5年ぐらい前につくったんですけれども、非常にやっぱり指導をもらいまして、地域住民3,000名、世帯数1,200の皆さん方が、防災に対する、減災に対する知識が高まって、現在活発にやっております。

これから、大和地区まちづくり協議会をどんな形にしていこうかと思うと、益世さんとか、精義さんとか、城南さん、深谷さんは大変もう前に進んでおるところと、自分たちは前に進んでいないと、もともと話があったのが、地域のことは地域でやろうという形の市のほうからの方針があって、自分は将来的に、今の介護業界とか、医療支援、そういう形がどんどん高齢化になって、やはり地域でできることは地域でやろうということで、もう益世さんとか進んでおると。大和はまだ進んでおりませんもので、どうしてもやっぱりその顧問に、現在、東部、長島……。何ていうんですか。

(「北部東。」と呼ぶ者あり)

北部東の方2名に顧問に入っていて、いろいろと御指導をもらっておるんですけれども、これも保健福祉部ですか、1人入っていて、やっぱりほかの地区の状況とか、いろんな形で、自分たちでは分かりませんもので、御指導をしていただいて、まちづくり協議会の将来的な御指導を願いたいという形で思っております。

また、ほかの地区もやっぱり何をやっていいかわからないということで、いろんな形でこれから保健福祉部、それと包括支援センターのほうに相談とか、そういう形で行くと思いますので、また私は行ったほ

うがよいと思っておりますので、どうかそのときは力を貸していただき、地域のことは地域でやっ  
ていこうという形で、各29のまちづくり準備委員会も進んでおりますもので、御指導願いたいと思  
います。

以上です。

【豊田会長】

大変貴重な御意見を自治会さんのほうからいただきました。

市のほうから何かコメントはありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

じゃ、近藤委員ですね。

【近藤委員】

地区社協の近藤と申します。

ちょっと関連質問というような形になると思います。

今までお話しさせていただいた再確認をさせていただきたいんですが、まず、介護支援ボランティア制度について、それから、避難行動要支援者名簿の取扱いについて、もう一つは、なんでも相談センターについて、3項目について、一応再確認をさせていただきたいんですが、現在、ボランティアの成り手が少ない状態の中で、65歳以上の方の社会参加活動を通じて、自身の介護予防や健康増進につないで、支え合い支援事業の生活支援、地域での通いの場の運営に携わっておるわけでございます。地域支援事業交付金を活用して、介護支援ボランティアの実績に応じてポイントをつけるべきだというふうなお願いは以前にもさせていただいておりますが、その辺の進行状況をお願いしたいというのが1点。

それから、2点目の避難行動要支援者名簿の取扱いについてでございますけれども、私自身、伊勢湾台風の災害に遭っていますけれども、災害で1人でも取り残しないようにするのが当然のことだと私は考えております。

そこで、避難行動要支援者名簿が、記載事項及び名簿提供同意の方には、平常時から自治会、民生委員への情報提供なんかされているのが今の現状であります。市の自治会の、さっき690名余りの7割から8割が、自治会長に支援者名簿が渡されておりますが、全自治会に名簿を渡してほしいと、こういうふうなお願いをさせていただきました。

また、同意していない不同意の方、それから、登録要件を満たさない人でも、支援の必要と認められた人は、名簿に登録するなり、救出や避難支援、誘導、避難勧告などの情報伝達、安否確認などに努めていくべきだと私は考えています。

もう一点、福祉なんでも相談についてでございます。

現在、福祉なんでも相談センターは、大山田、多度、長島、それから市役所の相談室の4か所で設置されております。年々、相談件数も、介護、生活支援、子供、障害、保険など、あらゆる相談が増えております。福祉なんでも相談センターの大山田の実績ですけれども、桑名では、令和1年から令和2年9月まで見ますと、桑名では2,615件ですが、2年度から3年度には3,070件、それから、多度では254件が1,475件、長島では847件が4,396件、多度、長島は、令和1年の8月から開催されておりますので、その数字が多くなってきている現状でございます。

ただ、大山田の相談地区においては、包括支援センターの東部、南部、西部、北部というような地域か

ら相談が増えておるわけでございます。

願いがあるのは、市内の遠くの方が大山田の福祉なんでも相談センターへ相談に見えている状況から、なんでも相談窓口はもっと身近にお願いしたいということをお願いさせていただいている次第でございます。そのためには、相談も増加していくわけでございますので、当然ながらセンターへの人員増員、窓口を包括支援センターに設置して、人員を配置し、専門分野への取次ぎをしていくべきだと、そういうことを思っております。

3点、もしお話が聞ければお願いしたいと思います。

【豊田会長】

ありがとうございます。

それでは、市のほうからお答えをお願いいたします。

【事務局（介護予防支援室長：伊東）】

介護予防支援室の伊東です。近藤委員の御質問、ありがとうございました。

私のほうからは、1つ目の介護支援ボランティア制度についてなんですけれども、既存の制度の中でも、そういった地域での支え合い事業について、ポイントの付与というのは可能ではないかということで検討いたしまして、ポイント付与のほうは可能であるというふうに仕組みのほうを考えました。

ただ、今年度、コロナ禍で、なかなかそういった支え合い事業を進めていただくのも、ポイント付与についての御説明というのも、タイミングがちょっと難しいということがありましたので、今後、コロナの感染症の状況にもよりますけれども、ポイント付与ができるようになりましたということで、御周知のほうを進めさせていただきたいなというふうに考えております。

【近藤委員】

通いの場は。

【事務局】

通いの場については、シルバーサロン等で既にボランティア活動をしていただいている方は、ボランティアのポイント付与のほうはしておりますので、今までどおり……。

【近藤委員】

今、通いの場を担当しているのは、実際にほかの方がやっているケースがありますよね、通いの場は。ただ、シルバーサロンというのは、宅老所自体で、それを伊東室長がそういうふうに思われておるわけですよ。シルバーサロンじゃなく、宅老所のメンバーだということです。

でも、通いの場というのは、百七十何件もあるわけですよ。それに参加しているのは、シルバーサロンに行っておる人じゃなくて、ほかの人が担当してやっているよということもあり得るわけです。実際にそういう人たちが高齢者の方たちを見ているというケースもあるわけですし、できれば通いの場にボランティアとして参加している人も、やっぱりポイントをつける方向で進めていただきたいなと。それは、チェック機能が要るかも分かりませんが、本当にその人がポイントをつける人なのか、してない人なのかということは必要あるかも分かりませんが、その辺のところをまた検討していただければと、こういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

【豊田会長】

それから、2つ目、3つ目の御質問に対するお答え、お願いします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

介護高齢課、若松です。

2つ目の避難行動要支援者名簿の取扱いについて御説明いたします。

近藤委員がおっしゃられますように、災害時に有効に活用できるように、名簿をいただいている方の情報を自治会長さんには防災・危機管理課のほうから配付させていただいていますし、民生委員さんには介護高齢課より配付をさせていただいております。

ただ、自治会長さんや民生委員さんにお配りしているものについては、御本人さんがそういった情報を地域に提供するという同意をいただいている方に限っておりますので、ただ、同意はしないけど、行政のほうにそういった情報をという方もありますので、そういった方の情報につきましては、本当の災害時に防災のほうで活用できるようには考えていただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も、地域のほうで自治会の役員をさせていただいていまして、その名簿の活用について私の自治会でも話をさせてもらっているんですけど、まず、班会議等で班にどういった方がそういう希望をされている方があるかとかを周知して、その方たちを、有事や災害時に誰が助けに行くんだとか、誰が確認に行くのかというところを今確認しておる状況でございます。

【梶委員】

いいですか、関連で。

【豊田会長】

どうぞ。

【梶委員】

私、ちょっと兼ね合いがありますもので言いますと、2年ぐらい前にこれをちょっと資格が変わったんですかね。その前は、例えば、僕も自治会長をやっていたもんで、大和自治会連合会は、災害時要支援者に声をかけようという形で、自治会長も避難準備情報が出たときに、公民館は避難所が開設されるもんで、自治会は自治会長並びに避難に出た方で声をかけようという形にしたんです。そうすると、元気な方がほとんどなんですよ。

だから、その当時は、75以上は全部要支援になっちゃう。そうすると、大和地区自主防災連絡協議会の避難班長が要支援者になっておるんですよ。そうすると、何これ、どうなっておると、そんなの知らんわ、おまえ、こんなの。だから、もう少しそれを精査していただいて、やっていただきたいということで、大分僕も話をしまして、ちょっと2年ぐらい前から基準ですか、基準が変わったと。

それで、今現在、7月ぐらいですかね、防災・危機管理課が自治会長のほうに、令和3年度の災害時避難要支援者リストができましたよという形で、自治会長の695自治会長がみえますけれども、その中で、100%ということはないです。もうだって、今間くと70%ぐらいの自治会長が行って、昨年度の名簿と引き換えでもらってくると。僕の場合やと、東汰上の中の自治会長をしていますから、名簿を見て話をさせていただいて、確認をします。

何でかという、3年前に避難準備情報が出たときに、あるおうちに僕が声かけに行ったら、そこに息

子さんが出てきて、梶さん、何と言って。いや、あなたのおばあちゃん、要支援になっておるもんで、今から声かけに来たんやと。そんなものは、わしがちゃんとやるで、何でそんなこと言われやならんと。ちょっと待ってよと。だから、家族が話ができているわけです。息子さんが、御自分のお母さんが災害時要支援になっておるといことも知らない、それから、災害時要支援者になったときに、自治会長さんが声をかけるといことも知らない。反対に叱られてね。何でそんな梶さんがうちのおばあちゃんに一々言わんならん、わしがおるわと言って、長男が。

そういうの、物すごいあったんですよ、大和で。例えば、高いところの高台に行ったときに、何でそんなもの、声をかけてもらわんならんと。だから、大和は一遍、要支援者名簿が出たら回らましよう、声をかけますよとやっています。

ただし、実際は、準備情報が出て、避難されている方は、本当に1%もおりません。恐らくここは大和地区で、要支援者が、僕の勘ですよ、400名ぐらいはおると思うんやけれども、1人か2人です、実際はね。

でも、それは、ちみちみ自治会長さんが声をかけられて今やっておりますけれども、前はそういう状態だったんです。叱られた、叱られたばかりで、行ったら行ったら。

それを2年ぐらい前に直して、また実際にやっておる自治会長の立場になると、2年前はそんな状態だったんです。だけれども、これをきちっと基準が変わって、2年ぐらい前から、本当に助けてもらいたいという方が要支援者名簿に入って、それで、公開をしてもいいですよという形で名簿を僕らはもらっておるといような状態ですから、喜んでもらいますけれども、ほとんど言うのが、もうちょっと、今は何も雨も降っておらんし、風もあらへんし。違うんやで、今避難しやんと、もう雨が降ってきたら僕はよう来んよと。俺はよう来んよと、今なら俺のところのうちに来てくれたら、公民館まで送ってあげるよと。だけれども、実際は動かない、これが現実です。

以上。

【豊田会長】

大変貴重な現場の苦勞話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

【近藤委員】

私が言いたかったのは、自治会にこういう資料が出ているから、やっぱりもらって、自分の町内の者が、どういう状態の人が避難名簿に出てる、梶さんのおっしゃるように、元気な人も出てる。それは、自治会の中で、やっぱり役員さんたちが検討して、外すべきものは外していくとか、そういうことをしていないといけないということです。

その二、三割の自治会の中には、実際に自治会の中で、やっぱりそういうリストを作ってみるところもあると思うんです、実際に。そういうところはまず別としても、ない方がほとんどだと思う。やっぱり自治会長さんは、自治会を守っていくという形であれば、そういう資料をやっぱり見てもらって、町内の中で確認してもらって、こういう行動をしていかないと、絵に描いた餅なんです。

ただ出せばいい。もう出しているじゃないかと。三重県の新聞に出ていましたわね。例えば三重県でこういう災害のやつをやりましたかというのは、桑名市は載っていましたね。やりましたといような返事が出ておった。そういうことじゃなくて、もらっていないところには、やっぱり市の当局がやるのか分か

りませんけれども、持って行って見てくださいと。高齢者の方や障害者の方や、どなたかが見えたら、それで検討してください。災害だけじゃなくて、一般の福祉についても重要なことだと私は思っています。そういうふうをお願いしたいなと思っています。

【梶委員】

誤解があるとあかんもんで、僕は防災課に7月に名簿をもらえたときに、これはもう公表するなということを言われておりますから、地域の皆さん方に、誰が要支援者を支援、リストに入っておるといことは。だから、私らが知っておるのは、もう自治会長と民生委員だけです。それはもう公表しないというのが原則ですから、あそこの町内のあの方が災害時要支援者になっていますよということは公表していません。

【豊田会長】

じゃ、市のほうからお答えをお願いします。

【事務局（福祉総務課主幹（企画・計画担当）：新井）】

福祉総務課の新井でございます。

近藤委員の御質問の3つ目、私からは、福祉なんでも相談センターについての御質問についてお答えさせていただきます。

福祉なんでも相談センターですけれども、大山田に1か所目が平成29年4月から開始をしまして、その後、昨年、令和2年8月に多度、長島地区にも、北部西、あるいは北部東の地域包括支援センターに併設する形で、拡充されてきております。

それぞれ年数を経て、8050問題に代表されるような複合的な相談支援に対応させていただいているんですけども、やっていくうちに、やはり課題、相談支援の仕方、在り方についてといった課題は出てきております。

その中をもって、来年度からは、国のほうで、そういったはざまをなるべくなくしていくような相談支援体制を構築するような新たな制度というようのも乗っていかなきゃいけないということですので、桑名市としての、どういった体制が一番いいのかというところで、今、検討させていただいているところです。

近藤委員からは、包括支援センターなどの人員増員という御提案をいただきましたけれども、まず、それも1つの方法ではありますけれども、会議の冒頭にありましたように、業務量が増えている包括支援センターの中に、新たに相談センターの対応していただけるような人員配置が可能かどうか、あるいは、それに対する費用の問題というところもありますので、そういったところも総合的に考えて、新しい体制を市内でも庁内でも考えさせていただいておりますので、近藤委員の御意見としては、参考として受け止めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【豊田会長】

よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見、よろしいでしょうか。

では、次の説明に、お願いします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

続きまして、計画基本理念の重点事項、多職種の協働・連携、地域共生社会の実現にも関わっております③権利擁護事業の取組状況について御説明いたします。

資料3-3に基づきまして、介護予防支援室、安井より御説明させていただきます。

【事務局（介護予防支援室：安井）】

介護予防支援室の安井です。よろしくお願いたします。

資料3-3を御覧ください。

計画の基本理念の地域共生社会の実現、多職種の協働・連携の中にある権利擁護事業の取組状況について御説明いたします。

高齢者の権利擁護事業は、問題の複雑化を予防する対応が求められます。また、高齢者施策に係る様々な支援機関以外との連携も重要です。多職種との連携、予防の観点を持ちながら、引き続き早期発見、早期対応のさらなる推進、困難事例等に対する職員の資質向上、関係機関との連携の充実をさらに推進してまいります。

権利擁護で重要なこととしては、医療、介護専門職など連携する多くの関係機関についても、早期の対応の重要性について理解していただくことと考えています。

高齢者虐待防止への取組としては、地域住民や専門職機関へ向けてチラシ配布、専門職機関へ向けて研修会の開催を行うなどで周知啓発を行っていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、地域の集まりの場の開催が中止となったり、地域包括支援センター主催の専門職機関向けの研修会についても、例年どおりの開催は困難と判断し、開催中止を決定いたしました。

このような日常的なものが非日常的になってしまった状況から、新たな生活様式を踏まえ、改めて周知啓発方法について検討を行いました。

まず、研修会開催方法の検討です。介護保険事業所へアンケートを実施し、研修会の開催形式、開催時間帯など、どのような形であれば研修会への出席がしやすいのか確認をさせていただきました。アンケートの結果については、ウェブ形式研修会も多く開催されていて、ウェブに慣れていることや、密を避けることもできるため、開催方法はウェブ、開催時間は日中時間帯が多数でした。そのほか、支援者として、本人と家族に近い存在であるため、相談をするか躊躇してしまうなど、貴重な御意見をいただきました。現場に即した研修内容を行い、介護支援専門員、介護職、医療職など、幅広い職種の方に参加していただくことができるよう、アンケート結果を基に、令和3年度の研修会内容や手法について検討を行いました。

事前アンケートを基に、令和3年度開催の研修会はウェブ形式にて開催し、高齢者虐待についての講義やグループワークで意見交換を行い、介護支援専門員、介護職、医療職など幅広い職種の方に参加をさせていただきました。現場に即した研修内容を行うことで、現場で虐待を発見する可能性が高い関係機関への周知ができました。今後も、効果的な研修会を開催していきたいと思っております。

次に、新たな周知啓発のためのツールの作成の検討です。

これまで高齢者虐待の早期発見、早期通報のツールとして、桑名市高齢者虐待気づきシートを活用し、広く気づきのポイントについて地域などで周知を行っていましたが、近年増加傾向にある経済的虐待とセルフネグレクトについての気づきポイントをまとめた啓発チラシの作成検討を行いました。

経済的虐待については、多額の利用料金滞納から発覚することがあること、また、滞納の背景には、世

帯の困窮など別の課題も考えられるなど、いろいろな可能性が考えられるので、相談をしていただきたい。セルフネグレクトについては、介護、医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている方について、高齢者虐待に準じた対応を行えるよう通知が出ておりますが、早期相談に至らない事例もあるため、事例を通じて周知をさせていただきたいということで、作成を行いました。

このチラシの配布先は、これまで主に介護保険の関係機関でしたが、8050問題や生活困窮者など課題複合化事例で、高齢関係部署以外の関係機関との連携が増えているため、医療機関や困窮や障害などの市の関係機関などへも配布を行い、高齢者虐待防止と地域包括支援センターの周知を行いました。

また、地域の集まりの場が再開された際にも提示、配布を行い、高齢者虐待サインへの気づきを高めることを目指しました。

最後に、包括圏域での取組についてです。

新しいチラシを活用して、地域への周知、高齢者虐待など、課題複合化事例について適宜ケア会議を実施、リスクの高い世帯に対しての小まめな訪問、包括だよりなどを地域へ配布するなど、様々な方法で周知啓発を行いました。

また、ニーズ調査を活用し、経済的困窮など、一定のリスクを抱える高齢者について地域訪問を行い、適宜適正な案内、助言を行い、必要に応じてケース会議などを行い、必要な支援へつながるように調整も行いました。今後も虐待のリスクが高いと思われる世帯を可能な限り早期に把握できるよう努めてまいります。

そのほか、オレオレ詐欺などの消費者被害の防止のための実際の事例を基に啓発活動を行い、早期に相談が地域包括支援センターを含め、適切な関係機関へつながるよう周知を行いました。

次に、成年後見制度についての取組です。

成年後見制度については、国はその利用を促進していくという方針を掲げております。消費者被害など法律的な問題、課題もあるため、高齢者の支援を行うに当たり、法律専門職と連携をする必要性も少なくありません。そのため、司法書士会の協力を得て、毎月成年後見制度相談会を実施しております。相談会の周知は、介護保険事業所以外にも、病院、金融機関、郵便局へも行っております。

実際の相談会では、担当の地域包括支援センターの職員も同席し、その後、必要に応じてフォローや支援に当たっております。ケースによっては、法務と福祉とで連携し、支援に努めております。

桑名市では、成年後見制度に関する窓口として、桑名市福祉後見サポートセンターを開設し、身近な相談窓口として、より多くの市民の方に利用していただくことを目指しています。

サポートセンターの運営に当たっては、弁護士や医師、介護支援専門員などの方にも委員をしていただき、より効果的な成年後見制度の周知啓発方法などについて協議もしていただいております。また、社協さんのほうでは、法人後見の受任も行っていただいております。

サポートセンターの具体的な取組としては、過去に市民後見人養成講座を行い、13名の方が候補者名簿に登録されました。平成29年度には、初めての市民後見人が桑名市のほうで誕生しています。現在まで5名の方が実際に活動されています。また、修了生を対象に、フォローアップ研修のほうも開催しております。

成年後見制度は、多くの方に理解をしていただくことが何より大切ですので、成年後見制度推進シンポジウムを通じて周知啓発も行っております。令和2年度については、ユーチューブによる動画配信にて開催を行いました。

今後も各事業や取組を通じて、関係機関と連携し、また、御協力も得ながら、認知症などの権利擁護が必要な方の早期発見、早期対応、問題の複雑化を予防する対応に努めてまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【豊田会長】

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないですかね。

では、次へ進みまして、御質問がある方はまた後でも結構ですので、言っていただきたいと思います。

では、続いて、市から御説明をお願いします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

続きまして、計画基本理念の重点事項、多職種の協働・連携、地域共生社会の実現、共に支え合う地域づくりにも関わっております、④認知症総合支援事業の取組状況について御説明いたします。

資料3-4に基づいて、介護予防支援室、堀田より御説明申し上げます。

【事務局（介護予防支援室主査：堀田）】

それでは、介護予防支援室、堀田より、認知症総合支援事業の取組状況について報告させていただきます。

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、桑名市では、2015年度から認知症総合支援事業を実施しています。

国は、2015年に制定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～を踏まえ、2019年6月に認知症施策推進大綱を公表しました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方として、1、普及啓発・本人発信支援、2、予防、3、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、4、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5、研究開発等を5つの柱として施策を推進していくことがまとめられています。桑名市では、この認知症施策推進大綱と整合を図りながら事業を推進しています。

具体的な取組としましては、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を実施しています。この講座では、認知症に関することや接し方について学び、認知症の人を温かく見守るサポーターを養成し、サポーターカードやオレンジリングをサポーターのあかしとしてお渡ししています。令和2年度には2,445名の方が受講し、小中学校や職域で開催されています。小学校15校、企業、職域で7か所で開催され、令和元年度は小学校17校、企業、職域7か所でした。コロナ禍においても、少人数や換気等の工夫をしながら受講の機会を設けています。

今年度は、一般の方向けの認知症サポーター養成講座も初めてオンラインを取り入れて開催し、大きな問題なく実施でき、今後の講座開催の方法の一つとして取り入れていきたいというふうに考えています。

引き続き、学校や職域など多様な場での実施を目指し、認知症について正しい知識を普及し、地域での見守り体制づくりに取り組んでまいります。現在、小中学生のキッズサポーターを含めて、約2万5,000人ほどのサポーターを養成してきており、今後は、サポーターの方々にお力添えをいただきながら、地域づくりの充実に努めていきたいと考えています。

現在、先ほどの認知症サポーター養成講座受講生を対象に、5包括合同で、認知症サポーターステップアップ講座開催に向けたワーキングのほうを重ねています。講座は、認知症サポーター活動の実践の場で必要となる認知症に関する知識を深めるため、薬剤師、介護事業所職員、ケアマネジャー等によるリレー形式での講義や、認知症の方への対応方法のスキル向上や、御家族の話を聞くといった内容を考えております。コロナをきっかけに講座開催の方法を検討し、全てオンラインで実施を予定しています。

さらに、受講修了後、希望者の方に、認知症カフェであるオレンジカフェや介護事業所などでの体験実習ができるよう、各包括ごとに実習先の選定や調整を現在行っております。

今後、講座修了生の方が地域でサポーターとしての活動に結びつくような講座を目指しています。

次のスライドです。

認知症カフェであるオレンジカフェは、認知症の方や家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場として開催されています。

開催に当たっては、地域の喫茶店やお寺などをお借りしたり、コミュニティーセンターでの開催もあり、地域の皆さんに御協力をいただき、開催しています。内容も場所によって茶話会や介護家族者が話せる場、認知症について学んだり、内容は様々です。参加者には専門職もあり、その場で相談に乗ることもできます。コロナ感染拡大防止の観点から中断している時期もありましたが、現在は状況を見ながら再開しています。昨年は、2包括合同で3会場をウェブでつなぐという初の試みで実施しました。

今後も様々なカフェの在り方を模索しながら、オレンジカフェの充実に努めていきたいと考えています。このスライドでは、幾つかの取組事例を紹介します。

向かって左上2枚の写真は、世界アルツハイマー月間に合わせ、昨年は、中央図書館と長島の輪中図書館及び多度のふるさと多度文学館で、認知症に関する図書展示、啓発のほうを行いました。あわせて、地域の事業所さんからお借りした利用者さんの作品展示も実施しました。

今年、同じ市内の3つの図書館で実施予定でしたが、緊急事態宣言に伴い、残念ながら中止となりましたが、来年も図書館での展示は継続の予定です。

向かって右上のスライドは、9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせた啓発イベントであるオレンジライトアップを、認知症の人と家族の会主催で行いました。このオレンジライトアップは、全国の様々な地点で実施され、全国の地点をつないで、ユーチューブでのライブ配信がなされました。

向かって右下のスライドは、市民によるロバのマスコット作りの風景です。この地域では、小学校での認知症サポーター養成講座修了時に、この手作りマスコットを子供たちにプレゼントすることがあります。子供たちがこのマスコットを手にしたときの喜びを地域住民の方にお伝えすることで、作ってくださる地域の方の生きがいや生活の張りにつながっているというお声が寄せられています。

このように、今後も地域の皆さん、認知症地域推進員と共に、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりに取り組んでまいります。

次に、認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護の提供についてです。

右上にお示ししてあります、くわな認知症安心ナビを毎年更新しています。認知症の状態に応じて、どのような相談先や支援先などを利用できるか、また、もの忘れ相談医、もの忘れ外来について、一覧にして示しています。市役所や各包括センターの窓口での配布やホームページでも公開し、活用を促しています。

また、年に一度、在宅医療と介護の多職種連携研修会を開催しています。スライドは昨年の内容をお示ししています。今年度は、昨年に引き続き、オンラインで開催しました。いせ山川クリニックの山川先生を講師にお招きし、認知症につなげる多職種との連携—初期集中支援事業を通じて—と題し、お話をいただきました。約80名の参加でした。グループワークも行い、有機的な多職種連携による支援について学びのほうを深めました。

こちらのスライドは、認知症初期集中支援についてです。

認知症初期集中支援チームでは、認知症が心配される方や認知症の症状でお困りの方の御自宅へ訪問し、相談に応じたり、医療、介護サービスの説明などを行っています。令和2年度では全体で43名の方に支援のほうを行いました。

また、医師会、チーム医の医師、薬剤師、認知症疾患医療センターなどに御参加いただき、年に2回、ネットワーク連携部会を開催し、初期集中支援活動や認知症ケアについて検討を行っています。この10月のネットワーク連携部会では、認知症疾患医療センターとの連携について、事例を通じた協議と、初期集中支援活動の経過のほうを共有しました。

今後も関係機関の顔の見える関係づくりの構築と支援体制の充実に取り組んでまいります。

最後になりますが、コロナをきっかけに、これまで以上に工夫を凝らしながら、認知症の本人や家族の思いや視点を取り入れ、地域住民の皆さんや包括センター、医療・介護専門職などより一層連携・協働しながら、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【豊田会長】

ありがとうございました。それでは御質問、御意見、御感想などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、近藤さん。

【近藤委員】

地区社協の近藤と申します。

桑名市でも、認知症条例の制定を考えてみたらどうかということなんですね。実際に、先ほどいろいろお話を聞いておりましたが、平均寿命が延びておりまして、高齢化の率の高まる今日においては、認知症は誰もが可能性があるものであって、住民にとっては身近なものとなっております。

以前には、認知症患者の方が列車事故を起こして、大惨事に、いろいろな大きな問題になったということも考えられます。

高齢化の進展とともに認知症患者数も増加しておりまして、2020年の65歳以上の高齢者で認知症患者は16.7%、約600万人となっております。6人に1人が認知症であって、桑名市でも65歳以

上の人が今、4万1,375人見えまして、認知症高齢者数は3,852人、9.3%になっております。

今、スライドを見させていただきましたが、桑名市でも、幅広い世代の市民、それから事業者及び地域組織に対して、認知症サポーター養成講座の開催やオレンジカフェ、それから、小中学生に対しての認知症の福祉授業など、認知症する正しい知識の普及に取り組んでいるのは今現在でございます。

そこで、近隣でも、例えば大府市なり、愛知県名古屋市など、認知症条例を制定されて、今やってみるところがあるわけです。実際に2015年から桑名市のほうでも取り組んでいるわけございまして、いろんなことの催しというか、企画もされておるわけですから、そういう考え方で、やっぱり全市民にもう一度再確認をしていただくためにも、そういうものを制定してみたらどうかと、そういうふうに思うわけです。よろしくお願いします。

【豊田会長】

御意見ありがとうございます。

これは市から答えるのは難しいかな。答えられる、何か。

【事務局（介護予防支援室主査：堀田）】

近藤委員、御提案、御質問ありがとうございます。

御提案の中にもありましたように、認知症条例が全国の自治体でつくられつつある状況というふうに把握しております。2020年10月時点で、全国で11団体が制定をしておるといふ状況かというふうに把握しています。

そして、御承知のように、大府市のほうでは、鉄道事故を契機に、全国に先駆けて条例のほうか制定され、市民、地域組織、関係機関の役割や市の責務が定められているような状況です。

御質問の条例の制定につきましては、現在、先行して制定している他市町の条例を研究しているところでございます。

条例制定の意義といたしましては、各関係者の意思疎通や地域の実情に応じた対応、施策の展開といった点が挙げられるかと思えます。現在も、認知症に係る課題を抽出、整理し、地域の実情に応じた対応を目指し、関係者の意思疎通を図りながら、先ほどお示したような事業を実施しているところでございます。それらを今後も踏まえながら、条例を制定する必要性、有効性、公平性や共同性について研究してまいりたいというふう考えております。

【豊田会長】

ありがとうございます。

今、研究段階ということですが、これからまた議員さんとか、市長さんとかの御理解を得て、制定されればいいなというふうには個人的に思っておりますので。

ほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですかね。

これで本日の議事は終わります。

じゃ、事務局にお返しいたします。

【事務局（介護高齢課長：若松）】

その他の事項はございませんので、委員の皆様には、長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。皆様からいただきました御意見を基に、今後も事業を推進してまいりたいと思いま

す。

なお、協議会総会ですが、今年度は年明けにもう一回予定をさせてもらっております。開催日時につきましては、改めて委員の皆様と日程調整をさせていただき、その上で決めさせていただきたいと思いますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第41回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。